

平成27年12月22日

消費生活用製品の重大製品事故に係る公表について

消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づき報告のあった重大製品事故について、以下のとおり公表します。

1. ガス機器・石油機器に関する事故 1件
(うち屋外式(RF式)ガス瞬間湯沸器(LPガス用)1件)
2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、
製品起因が疑われる事故 1件
(うちシステムキッチン1件)
3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、
製品起因か否かが特定できていない事故
該当案件無し
4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、製品事故調査判定合同会議(※)
において、審議を予定している案件
該当案件無し

1. ~ 4. の詳細は別紙のとおりです。

※正式名称は「消費者安全調査委員会製品事故情報専門調査会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議」という。

5. 留意事項

これらは消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づく報告内容の概要であり、現時点において、調査等により事実関係が確認されたものではなく、事故原因等に関し、消費者庁として評価を行ったものではありません。

本公表内容については、速報段階のものであり、今後の追加情報、事故調査の進展等により、変更又は削除される可能性があります。

(本発表資料の問合せ先) 消費者庁消費者安全課
(製品事故情報担当) 担当: 木原、清重
電話: 03-3507-9204 (直通)
FAX: 03-3507-9290

1. ガス機器・石油機器に関する事故(製品起因か否かが特定できていない事故を含む。)

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A201500591	平成27年12月10日	平成27年12月18日	屋外式(RF式)ガス瞬間湯沸器(LPガス用)	PH-20CW(50)	パロマ工業株式会社 (現 株式会社パロマ)	CO中毒 軽症2名	当該製品を使用中、浴室で気分が悪くなり、2名が一酸化炭素中毒で軽症を負った。現在、原因を調査中。	京都府	

2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A201500590	平成27年10月8日	平成27年12月17日	システムキッチン	FSA2550ANXYJ SR	トステム株式会社(現 株式会社LIXIL)	重傷1名	当該製品のシンク前面の幕板が外れて落下し、右足を負傷した。現在、原因を調査中。	大阪府	事業者が重大製品事故として認識したのは平成27年12月9日

3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故

該当案件無し

4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、製品事故調査判定合同会議において審議を予定している案件

該当案件無し

システムキッチン（管理番号：A201500590）

